

調達公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月17日

鳥取県東部地域振興事務所長 藤田美奈子

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県東部庁舎施設総合保守管理業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の場所

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎

(4) 業務の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(5) 入札方法

ア 入札は、紙により行うものであること。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を含め記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有し、その業種区分が以下のアからウまでの全てに登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）、

イ 建物等の保守管理の空気調和設備管理（運転保守）

ウ 建物等の保守管理の給排水施設管理（運転保守）

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 令和3年4月1日以降に国又は鳥取県内の地方公共団体若しくは国立大学法人の施設を管理する者が発注した延べ床面積が3,000平方メートル以上の建物の設備保守管理業務（作業現場で技術員を常時駐させる業務体制（以下「現場常駐体制」という。）によるものに限る。）を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(6) 本件業務の履行期間中、次に掲げるいずれかの要件を満たす専任の技術員（以下「専任技術員」という。）3名以上による現場常駐体制を組むことが可能である者であること。ただし、専任技術員3名以上で次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- ア 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 4 条第 1 項の規定による第一種電気工事士免状又は第二種電気工事士免状の交付を受けており、かつ、当該免状に係る業務について 3 年以上の実務経験を有すること。
 - イ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 2 第 1 項の規定による危険物取扱者免状のうち、甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（第 4 類に限る。）の交付を受けており、かつ、当該免状に係る業務について 3 年以上の実務経験を有すること。
 - ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 7 条第 1 項の規定による建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けており、かつ、当該免状に係る業務について 3 年以上の実務経験を有すること。
 - エ 中央監視制御装置の運転について 3 年以上の実務経験を有すること。
 - オ パソコンの基本操作（表計算ソフト（エクセルに限る。）及びワープロソフト（ワードに限る。））ができる者であること。
- (7) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以内「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (8) 緊急時等において、概ね 1 時間以内に専任技術員を鳥取県東部庁舎に到着させ対応できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県東部地域振興事務所東部振興課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0061 鳥取市立川町六丁目 176

鳥取県東部地域振興事務所東部振興課総務・危機管理担当

電話 0857-20-3505

電子メール toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和 8 年 2 月 17 日（火）から同年 3 月 3 日（火）までの間にインターネットの鳥取県東部地域振興事務所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/toubu-shinkou/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 8 年 2 月 17 日（火）から同年 3 月 3 日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 3 月 12 日（木）午後 2 時即時開札。（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 11 日午後 5 時とする。）

イ 場所

鳥取市立川町六丁目 176 鳥取県東部庁舎 5 階 501 会議室

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、表面に業務名、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、それぞれ密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (2) 本件入札に参加を希望する者にあっては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和8年3月3日(火)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者並びに開札のときにおいて2の入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 最低制限価格の設定

本件入札は、鳥取県東部庁舎管理調達最低制限価格制度実施要領(令和6年12月5日施行)に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者(以下「最低価格者」)を落札者とする。

なお、最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。この場合において、最低価格者がくじを引くことができない又は引かないときは、これに代わり本件入札に利害関係を有しない者にくじを引かせるものとする。

- (5) 手続における交渉の有無

無

- (6) その他

詳細は、入札説明書による。